



議案第5号

損害賠償請求事件に係る和解について

消防救急デジタル無線装置購入事業に係る談合に伴う損害賠償請求等に関し、別紙のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年1月17日提出

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 太田安規

令和4年1月17日

原案可決

匝瑳市横芝光町消防組合議会

議長 山崎





損害賠償請求事件に係る和解について

1 事件名 東京地方裁判所令和2年(ワ)第18037号 損害賠償請求事件

2 原告 匝瑳市横芝光町消防組合

3 被告

(1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社 代表取締役 [REDACTED]

(2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1

三峰無線株式会社 代表取締役 [REDACTED]

4 事件の概要

(1) 被告らに対し、消防救急デジタル無線装置購入事業に係る入札における談合行為により原告が被った損害賠償金として各自連帶して932万6625円及びこれに対する平成25年4月12日から支払い済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

(2) 令和3年11月10日に東京地方裁判所から原告及び被告らに対し、和解勧告案が提示された。

5 和解条項

(1) 被告らは、原告に対し、和解金として、連帶して722万5873円の支払義務があることを認める。

(2) 被告らは、原告に対し、連帶して前号の金員を、令和4年3月11日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告らの負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告らは、原告と被告沖電気工業株式会社との間及び原告と被告三峰無線株式会社との間には、本件に関し、この和解条項に定める

ものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。